

関係人口創出事業 業務委託仕様書

1 業務名

関係人口創出に向けた外部連携・設計支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

3 委託業務の目的

第3次雲南市総合計画に掲げる「えすこな雲南市」を目指すための施策の一つ「えすこな人の流れづくり」の実現に向けた一業務として実施するものである。

えすこな雲南市の実現に向けて、人材還流や関係人口の拡大、二地域居住の推進を図る必要がある。特に、地域自主組織や農業団体等の担い手不足が進む中、地域資源を活かした「関わりしろ」を創出し、外部人材との継続的な関係構築を促進する。

本業務では、「えすこな雲南市」実現のために3つの柱のコアコンセプトである「共創型自治の推進」「みんなの共育環境の創出」「地域と経済の好循環の形成」が接続するように、地域自主組織、市内事業者や地域おこし協力隊等が実施する関係人口受入の伴走支援と連動し、受託者が外部人材の流入促進、関係人口プログラムの設計、マッチング、分析及び情報発信を担うことで、持続的な関係人口創出の仕組みを構築することを目的とする。

4 委託業務の基本方針

(1) 実践重視・ボトムアップ型

机上の戦略策定ではなく、現場での実践創出を優先し、取組の蓄積から戦略を形成する。

(2) 伴走支援へのサポート

意欲的な地域団体・農業者・事業者等に対し、関係人口の受け入れに向けた伴走支援（企画・改善）を行う。

(3) 継続関係の重視

単発の交流に留まらず、継続的な関係構築につながる仕組みを設計する。

(4) 可視化・体系化

実践事例の分析を通じて、関係人口の類型化・関係性のフェーズ整理を行い、再現性のあるモデルとして整理する。

5 委託業務の内容

(1) 外部人材の集客・流入設計

受託者は、関係人口となり得る外部人材の集客及び参加導線の設計を行う。

【具体内容】

- ・ 関係人口候補となるターゲット設定（都市部人材、副業人材等）
- ・ 自社プラットフォーム等を活用した募集企画の立案・実施
- ・ 参加意欲を喚起するストーリー設計及び情報発信

(2) 関係人口プログラムの設計支援

受託者は、市内主体が実施する取組に対し、関係人口の関与を促進するプログラム設計を行う。

【具体内容】

- ・ 地域資源や活動内容の魅力化（関わりしらの再設計）
- ・ 参加者の役割設定及び体験設計
- ・ 継続的關係構築に向けた導線設計（再訪、コミュニティ化等）

(3) 関係人口創出に向けた実践運営の支援（サポート）

関係人口を創出するため、地域自主組織、市内事業者や地域おこし協力隊等が実施する実証的な取組みの伴走支援を行うとともに、関係人口の参加者募集支援及びマッチング支援、現場運営のサポート支援を行うこと。

(4) 分析・フィードバック

参加者属性、関係継続性、満足度等の分析を行うとともに、地域側の変化や受入体制の評価を行うこと。加えて、実践事例の編集及び発信、関係人口のストーリー化を行うこと。

(5) 報告・提案

国が地方創生2.0で掲げる「ふるさと住民登録制度」の活用視点を含めて、実践事例や他の自治体の事例を基に再現可能なモデルの要因・課題の整理を行い、関係人口創出モデルの体系化を実施すること。加えて、関係機関等との対話による官民共創「えすこ会議」で報告を行うこと。

6 成果物

(1) 受託者は、成果物を業務完了日までに雲南市政策企画部政策推進課（雲南市木次町里方521-1）に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

成果物の納品形式は、次のとおりとする。

- ① 事業実施報告書（原則 A 4 両面印刷）
- ② 関係人口モデル整理資料（類型・フェーズ等）
- ③ 次年度以降の施策提案書

（3）成果物の帰属等

- ① 本業務の成果物は、すべて市に帰属するものであり、受託者は市の承認を得ないで複製及び公表等を行ってはならない。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

（4）成果物に対する責任の範囲

受託者は、本業務終了後、成果物に瑕疵が発見された場合、速やかに市が定める監督員の指示に従い、成果物の訂正をしなければならない。

7 経費の取り扱い

（1）対象となる経費

- ① 人件費
- ② 機械、機器のレンタル料やリース料
- ③ 通信運搬費
- ④ 交通費
- ⑤ 消耗品購入費
- ⑥ その他事業を実施するために必要と認められる経費

（2）対象とならない経費

- ① 土地や建物を取得するための経費
- ② 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ③ その他、事業との関連が認められない経費

8 秘密の保持

本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報およびプライバシーの保護に努めること。また、受託者は業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

9 個人情報の保護

受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は

識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

10 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に市に文書をもって協議し、承認を得なければならない。